2026 年 10 月 28 日
公立大学法人大阪

教員の懲戒処分について

このたび、本法人の教員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1　被処分者及び処分内容

（１）被処分者　　工学研究科　教授　倉方　俊輔

（２）処分年月日　令和 8 年 10 月 27 日

（３）処分内容　　停職 2 月

2　事案概要

当該教員は、令和元年度から令和 5 年度までの間、旅行申請書及び旅行報告書に記載した内容と異なる出張実態があったにもかかわらず、変更申請又は修正報告を行わないまま旅費を受給していた。その結果、計 23 件、699,631 円の実態と異なる申請・報告に基づく旅費受給が認められ、このうち 1 件については兼業先からも旅費を受給していた。これらの行為は、重大な過失による研究費の不正使用であり、本法人に損害を与えるとともに研究費管理に対する信用を損なうものと認定した。このため、公立大学法人大阪教職員就業規則第 52 条第 1 項第 3 号、第 5 号及び第 8 号に該当するものとして、同規則に基づき懲戒処分を行った。

3　法人としての対応及び再発防止

本法人は、研究費の適正な使用が研究活動に対する社会的信頼の基盤であることを踏まえ、本事案を厳粛に受け止めています。今後は、研究費執行ルール及び不正防止の重要性について構成員への周知徹底を図り、研究費及び旅費の適正な執行管理を確保するとともに、研究倫理及びコンプライアンスに関する研修の充実により、再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

〈本件の問い合わせ先〉
人事戦略部 人事労務課
電話：06-6967-1824